

## 沿道建物等からの落氷雪事故防止のお願い

冬になりますと、沿道建物等からの落氷雪による死傷事故を始めとした雪害事故は、毎年各地で発生しております。

皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故をなくすため、特に、次のことに注意するようにお願いいたします。

屋根の雪、氷、つららが道路に落ちるような建物には、落雪等によって事故が起きないように、丈夫な雪のすべり止め等をつけるようにしてください。

屋根の雪、氷、つらは、気温の上昇や降雨のあったときは特に落ちやすくなっていますので、早めに取り除くようにしてください。

なお、雪下ろし等をする場合は、歩行者等に危険のないよう十分な安全対策を行うようにしてください。

屋根から落氷雪があったときは、直ちに事故がないか確認するとともに、歩行者などの通行の支障にならないよう直ちに処理してください。又、ビル等の壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険ですので、早めに取り除くようにしてください。

気温が高くなりますと道路に屋根の雪やつらが落ちる危険がありますので、次のことに注意してください。

- ・ 屋根の軒下の通行はできるだけ避け、通行するときは十分注意してください。
- ・ 軒下や道路では、絶対に小さなお子さんを遊ばせないようにしてください。